

刑事弁護の組織的基盤としての 法テラスの課題と展望¹

橋場 典子（成蹊大学法学部助教）

目次

- I. はじめに
- II. 刑事弁護の組織化・専門化に関する先行研究の整理
- III. 法テラス法律事務所における刑事弁護活動の現状
- IV. 刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望

I. はじめに

1. 本稿の目的

本稿は、刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの可能性と課題について、研究グループで行ってきた法テラス本部及び法テラススタッフ弁護士へのインタビュー調査の結果と現状分析を通して明らかにすることを目的としている。

2. 分析の対象となるデータ

研究チームでは、2018年7月～2019年7月にかけて法テラス法律事務所および法テラス本部にインタビュー調査を実施した。本稿ではそのうち、データが確定している5つの法律事務所への聴き取りを中心に分析を行う。本稿では特に、法テラスが組織的刑事弁護の担い手になり得るか否かを考察するために、各法テラス法律事務所における刑事事件に関する実態（事務所体制、刑事事件の割合、地元弁護士会との関係）に着目して、分析を行う。なお、以下で

¹ 本稿は、科研費補助金・基盤研究（B）「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的研究」（課題番号 18H00803）による成果の一部である。

面接データを引用する場合、法律事務所と弁護士の略称は、本ミニ・シンポジウムの冒頭に位置する宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」の付表に記載された略称による。

II. 刑事弁護の組織化・専門化に関する先行研究の整理

分析に入る前に、刑事弁護の組織化・専門化に関する先行研究を敷衍していく。司法制度の前と後で、様々な立場・主張の刑事弁護に関する論文が出されている。そのすべてを網羅することは出来ないが、本稿では代表的だと思われるいくつかの論考を概観していく。

1. 司法制度改革前における刑事弁護活動についての議論

刑事弁護の組織化・専門化の必要性を主張する先行研究のうち、例えば笠井は、刑事弁護を「業務上採算の合わない、しかし弁護士しか関与できない、弁護士という職業集団にのみに託された極めて悩み多き専門的職業分野である」として、弁護士特有の領域であると同時に、事務所運営上の採算を考えると難しい分野だと指摘している²。その上で、アメリカ、イギリスの例を挙げながら「精密司法」「検察官司法」に対抗し「刑事裁判と刑事弁護の地盤沈下」を食い止めるためには、「専門的刑事弁護を維持する公的資金の導入などによって業務上の不採算性の「不」が取り去られなくてはならない」と述べると同時に、被疑者取り調べの可視化と弁護人の早期選任制度の導入を主張している³。

また、後藤は、その論稿の中で、刑事司法制度がその利用者である被疑者・被告人に対して持つ「不親切さ」を埋め合わせるための制度が「刑事弁護」であると捉え、「日本の刑事司法の現状では、有効な弁護を受ける権利と機会が十分に保障されていないことこそ、利用者である被疑者・被告人にとって、最も切実な問題というべきであろう」と指摘し、刑事弁護の充実を司法制度改革の重要な柱とすべきであると主張している⁴。その上で、刑事弁護の充実のためには、「被疑者段階での無料の弁護の保障、国選弁護の報酬費用制度の改善、および公設弁護人制度による専門家集団の形成」の三点が必要であると論じている。後藤もまた、刑事弁護のみで事務所経営をすることの困難性を挙げた上で、公設弁護人制度の構想が有意義であると

² 笠井治「プロフェッションとしての刑事弁護」宮川光治ほか編『変革の中の弁護士・下』有斐閣(1993) 189頁。

³ 前掲注2)、190-195頁。

⁴ 後藤昭「刑事弁護充実の方策」宮澤節生・熊谷尚之・司法制度懇話会編『21世紀司法への提言』、日本評論社(1998) 181-189頁。

指摘している⁵。

上記で挙げた笠井論文も後藤論文も、司法制度改革以前に執筆されたものである。両者それぞれの考察から、いわゆるパブリック・ディフェンダーとしての役割を公設系の法律事務所（今でいう法テラスや公設法律事務所）に期待していた論調であると言えよう。

2. 司法制度改革後における刑事弁護をめぐる状況の変化

司法制度改革により、裁判員裁判の導入、法科大学院の設置、法テラスの開設、がなされた。2004年の裁判員法及び総合法律支援法の制定、そして刑訴法改正に伴い、上記で笠井や後藤が重視していた被疑者段階での国選弁護人制度も導入され、公判前整理手続も導入された。後藤がその論稿の中で重要性を指摘していた「公設弁護人制度」に関しては、法テラスのスタッフ弁護士がその構想を実現し得る存在に当たる。

刑事弁護の専門分野としての位置づけの必要性について、岡・神山は、司法制度改革後の変化、すなわち「捜査、公判準備、公判と通じて、求められる水準の弁護活動を行うために必要な知識と技術は大きく増大した」と指摘し、公判前整理手続や証拠開示、裁判員制度等についての正確な知識のみならず、「新たな制度がもたらした運用上の問題点、裁判例についても正確な知識が求められる」として、こうした知識や技術がもはや弁護士資格（法曹資格）の「ミニマムスタンダードと位置付けるのが適切とは言えない」と指摘している⁶。さらに、上記の知識・技術は、法曹資格取得後の継続した教育によって担保されるものであると捉え、実践的教育や研修を受講することが必要不可欠であると指摘している。これら岡・神山の指摘の背景には、とくに司法制度改革後においては刑事弁護の高度化、専門化が急務であるとの危機感が存在している。

法テラスのスタッフ弁護士構想については、司法制度改革審議会意見書の中で議論がなされている⁷。その後、司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会で議論が重ねられ、総合法律支援法がスタッフ弁護士を設置する方向で話がなされていった経緯にある⁸。その中で、業務提供の方式として、開業弁護士が業務を行うジュディケア制ではなく、スタッフとして法テラ

⁵ 前掲注 4)、194－198 頁。

⁶ 岡慎一・神山啓史「21 世紀—司法改革と刑事弁護—」後藤昭・高野隆・岡慎一編『実務体系 現代の刑事弁護 3』第一法規（2014）223－225 頁。

⁷ 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」（2001）47 頁。

⁸ 司法アクセス検討会議事録より。特に、いわゆる司法ネット構想については、第 18 回（2003 年 9 月 19 日）及び第 22 回（2003 年 12 月 25 日）、また民事法律扶助の拡大については、第 12 回（2003 年 1 月 29 日）議題の「民事法律扶助の拡大について」に詳しい。

スの業務を専任で執り行うスタッフ制の導入が検討されていった。同様の議論は、公的弁護制度検討会でも議論がなされ、特に第13回検討会(2003年12月24日)の議題では、スタッフ弁護士について「運営主体において、全国的に充実した弁護活動を提供し得る体制を整備するため、契約により弁護士(常勤含む)を確保し、その中から国選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する義務を行う」とされた。そして司法制度改革後、当時の総合法律支援法第30条1項3号(現在の総合法律支援法第30条1項6号)により、法テラスは国選弁護人契約を弁護士と締結して法テラスが国選弁護人候補を指名して裁判所に通知するという体制が整えられた。

一方、法テラスが国選弁護事件の指名手続きを行うことに対する激しい反発について、村木は、反対論者たちがしばしば「法務省の監督下にある法テラスは刑事弁護へ不当な介入をするおそれがある」「刑事弁護の独立性を犯す」「権力に迎合するだけの弁護士を増産させる」という点を挙げていると整理した上で、自身のスタッフ弁護士の期間中は法テラスからの弁護活動への介入は皆無であった点を指摘している⁹。

これら司法制度改革前後における様々な論稿や、司法制度改革における法テラス、スタッフ弁護士の導入背景、それらに対する反発という一連の動向を踏まえた上で、本稿では法テラスが刑事弁護の組織的基盤となり得るか否かという点について、研究グループで行ってきたインタビュー調査を基に分析を行う。具体的には、司法制度改革以前に期待されていたパブリック・ディフェンダーとしての役割を法テラスが果たしているのか否か(どの程度意識されているか/されていないか)、制度導入当初にあった法テラス及びスタッフ弁護士制度に対する反発は現在どのような状況にあるのか、という点に着目し、以下で分析と考察を行う。

Ⅲ. 法テラス法律事務所¹⁰における刑事弁護活動の現状 —インタビュー調査の分析から—

1. 組織

a 事務所概要

⁹ 村木一郎「裁判員裁判におけるスタッフ弁護士の役割」日本司法支援センター編『総合法律支援論叢(第3号)』(2013)40-41頁。

¹⁰ なお、2018年3月31日時点において法テラスは日本全国に111か所の事務所を設置している。そのうち、法テラススタッフ弁護士(常勤弁護士)は地方事務所43か所、支部7か所、地域事務所39か所にそれぞれ配置されている。また、スタッフ弁護士数は2018年3月31日時点で197名である(法テラス白書平成29年度版95頁)。各事務所におけるスタッフ弁護士配置数等詳細は、法テラス白書平成29年度版96頁、資料4-1参照。

まず、分析対象となる法テラス法律事務所の概要を見ていく。なお、下記一覧のうち、※をつけた事務所は、刑事事件に力を入れている事務所として紹介を受けた事務所である。

法テラス A 法律事務所	・ 2013 年開設 ・ 所属弁護士数：開設時 1 人、調査時（2018 年 7 月）3 人 ・ 全員、民事・刑事両方担当 ・ いわゆる待機型事務所（スタッフ弁護士の暫定的な所属事務所）
法テラス B 法律事務所（※）	・ 2006 年開設 ・ 開設時 2 人、調査時（2018 年 7 月）6 人 ・ 全員、民事・刑事両方担当 ・ 刑事事件担当は全体の 1～2 割
法テラス C 法律事務所（※）	・ 2006 年開設 ・ 開設時 2 人、調査時（2018 年 12 月）8 人 ・ 全員、民事・刑事両方担当
法テラス D 法律事務所（※）	・ 2006 年開設 ・ 開設時 2 人、調査時（2018 年 12 月）4 人 ・ 1 人は刑事のみ担当、3 人は民事・刑事両方担当
法テラス E 法律事務所	・ 2006 年開設 ・ 開設時 1 人、調査時（2019 年 1 月）3 人 ・ 全員、民事・刑事両方担当

法テラス A 法律事務所（以下、法テラス A）は、他の法テラス法律事務所に比べて 5 年ほど遅れて設置されている。法テラスは 2006 年（平成 18 年）に設立されたが、法テラス A は設立当初には設置されていなかった。その理由として、法テラス A の弁護士は、①法テラス A がある地域は大都市圏である点、②法テラスが担い手として期待されている不採算事件等についても一般弁護士で十分担えると地元弁護士会が判断していた点、を挙げていた。そのような経緯があったため、法テラス A は、いわゆる「待機型事務所」（次の任地が決まらないスタッフ弁護士や体調不良等の諸事情で一線を退いていた弁護士が復帰する前の準備期間を過ごすための事務所）としての機能を担う事務所として開設された。そのため、任期更新を行うの

は基本的には所長弁護士のみであり、その他の弁護士は数か月～1年程度で他の赴任地へ行くという仕組みをとっている。

法テラス A～E のいずれも、いわゆる一般事務所のパートナーとアソシエイトの区別に相当する地位の違いはなく、基本的には権限、自由度、責任も同程度に担っている。便宜上、「代表」弁護士を据えてはいるが指導監督関係にあるわけではなく、期が大きく違ってもそれは同様であるという。法テラス D 法律事務所は、所属弁護士 4 人中 1 人は刑事のみを担当するという珍しいスタイルをとっている。その他（法テラス A,B,C,E）の所属弁護士は、全員が民事も刑事も両方担当している。

b 事務局体制について

事務局体制（事務所に所属する事務員体制）については、その専門性と継続性について改善の必要を感じている弁護士が一定数いた。具体的には、事務員には常勤職員と非常勤職員がいるが、法律事務に明るい人材が配属されるという訳ではない。法律事務所への配属は、あくまでも法テラス組織全体の転勤先の一つという扱いのため、法律事務の経験がない人材も多く、即戦力となる事務局体制が構築しにくいという難点がある点が指摘されていた。

2. 事件割合（刑事弁護担当の割合）

つぎに、各法テラス法律事務所（事務所全体）の刑事事件担当の現況を見ていく。

法テラス A 法律事務所	・ 裁判員裁判 2 件（調査時点）
法テラス B 法律事務所	[2016 年] ・ 被疑者国選 1815 件中、99 件（5.45%）を受任 ・ 被告人国選 987 件中、56 件受任（5.67%） [2017 年] ・ 被疑者国選 1661 件中、100 件（6.02%）受任 ・ 被告人国選 967 件中、65 件（6.72%）受任
法テラス C 法律事務所	・ 事務所全体で裁判員 10 件（調査時点）
法テラス D 法律事務所	・ 被疑者国選 1 件、被告人国選 5 件（調査時点） ・ 裁判員裁判 4 件（2018 年 1～3 月） ※法テラス D のみ、刑事専門弁護士の受任件数

法テラス E 法律事務所	・事務所全体で 40 件（2017 年中） ・ E 県全体の 1%程度
--------------	--

法テラス B 法律事務所は、法テラス法律事務所の中でも刑事事件に力を入れている事務所の一つであるとされている。2016 年と 2017 年では、被疑者国選・被告人国選ともに受任件数が増加しており、とくに被告人国選は 1 ポイント以上の増加がみられる。B 地域全体の所属弁護士数は約 500 人とのことなので、単純計算で人数割合の 5～6 倍で刑事事件が配転されていることになる。

法テラス C 法律事務所は、事務所全体の裁判員裁判受任件数が 10 件であった（調査時点）。裁判員裁判受任弁護士に対する事務所全体としてのサポートは特にないということであるが、弁護士間で法律相談担当や国選待機担当を代わってもらうなどの工夫は随時行っているという。

法テラス D 法律事務所の場合は、シニアの刑事専門弁護士が在籍しているため他の法テラス法律事務所にはない特殊な状況にある。例えば、裁判員裁判対象事件の受任に関しては、事務所に所属する若手弁護士に積極的に裁判員裁判を受任するよう促すとともに、複数国選を利用して当該弁護士が二人目に入るようにしてチームを組むようにしているという。

3. 当該地域における位置づけ、地元弁護士会との関係

法テラス A 法律事務所	慎重
法テラス B 法律事務所	賛成（とくに刑事弁護の担い手としての期待有）
法テラス C 法律事務所	慎重
法テラス D 法律事務所	反対
法テラス E 法律事務所	慎重～反対

法テラス A,C,D,E は、いずれも慎重もしくは反対地盤である。例えば、広域な地域をカバーすることの困難性から、同地域に法テラスの支所を作ってほしいという要望を持つ法テラス C の弁護士（C1）は、以下のように述べている。

あとはいっそ C 県内でさっき言った〇〇とか〇〇〇 [いずれも地名] とかそういったところに支所的に新しい事務所を作って弁護士を置いたりする方が対応楽だろうとかそんなのは考えてますね、常に。

常に言ってますし、多分それ自体は理解はされてるんですけども、弁護士足りないのと、あとは単位会との関係もあって、我々やっぱり民業圧迫的な誹りは受けますのでそこでいうと新しく事務所を作るなんでもってのほかだという批判はあるのでなかなか作れないというのがありますね。多分、単位会の方でいって言えば、そういう事務所自体を作るのはそんなに難しい話では無いと。

上記 C1 の語りからは、いわゆる「民業圧迫」に対する地元弁護士会の反発が根深いことがうかがえる。

法テラス D 法律事務所の地元弁護士会は、さらに強硬に法テラスに反対している。法テラス開設当初から現在までの 10 年以上にわたり、法テラス D 法律事務所の地元弁護士会はスタッフ弁護士不要論の立場を維持している。例えば、日弁連に対するスタッフ弁護士減員要請や、国選弁護人選任を裁判所経由に戻せという要求、さらには国選名簿への掲載拒否を行っている弁護士もいるという。一方で、法テラス D 法律事務所の刑事専門弁護士は地元弁護士内部でも刑事専門弁護士として一目置かれており、困難事案等がダイレクトに回ってくることもあるという。当該弁護士が刑事専門弁護士としての地位を確立しているからこそ、法テラス反対地盤でも刑事事件が担当できる状態を維持していると言えよう。

一方で、法テラス法律事務所に肯定的な地域も存在する。

その代表格が、法テラス B 法律事務所である。そもそも、法テラス B 法律事務所が設置された背景に、B 地域の刑事弁護を積極的に担うことへの期待が寄せられていた。この点について、弁護士 B1 は以下のように述べている。

この事務所がそもそも作られた理由が B 地域の刑事弁護を積極的に担うと。

それは裁判員裁判が始まる前ですから。前に裁判員裁判が始まるということがわかってましたので。裁判員裁判、普通の個人事務所などではとても担えないので、それで公的な刑事事件に対応する弁護士が必要ということでしたという経過がありますので。もともと刑事弁護を主に担うと、優先的に担うというのが設立目的に。

それは法テラスによって違うんですよ。当事務所の場合はそのような 歴史があるということで、刑事弁護が元々多い。(下線部筆者)

上記法テラス B 法律事務所の状況からは、刑事弁護を積極的に担うことが期待されているという設立趣旨、それに伴う刑事事件の適正配置の実現、所属弁護士数の多さ、が相互連携し

て事件配転がうまく機能している事例であることが分かる。法テラス B 法律事務所に着任する以前に、他の弁護士会に所属していたスタッフ弁護士の一人は、スタッフ弁護士自体に対する「色眼鏡」から、刑事事件を適正に回してもらえない地域もあったと述べている。

4. 「刑事弁護の組織的基盤として法テラスは機能し得るか」に関する回答

上記質問に対しての、法テラス法律事務所（A～E）の回答（抜粋）は以下である。

法テラス A 法律事務所：

例えば、裁判員裁判の受任件数が非常に多くて、その地域の裁判員裁判の主な担い手になっている事務所もあります。その地域の刑事事件をやれる弁護士さんの数に比べて事件数が多い、あるいは困難な案件が多いなど、ニーズがうまく噛み合うと、法テラスの法律事務所が刑事弁護を担えるという効果はあります。けれども、大都市圏はそうはいきません。刑事事件の専門事務所を作って、何十人か置かないと、A 地域全体の刑事事件に目に見えた影響を及ぼすことはできないと思います。（下線部筆者）

法テラス A 法律事務所は、前述したとおり、待機型事務所という特殊な形態をとっている。したがってあくまでも一般論としての立場からの見解を述べている。そこでは、ある程度小規模の地域でニーズが噛み合えば法テラスの法律事務所が刑事弁護を担う効果が表れるだろうが、A 地域のように大都市圏だとそれが望めない点が指摘されている。法テラス法律事務所は、そのほとんどが 1～3 人の弁護士配置になっており、4 人以上の弁護士が配置されているのはスタッフ弁護士が配置されている 89 か所の法律事務所のうち 12 か所である（いわゆる待機型事務所を除けばその数はさらに少なくなる）¹¹。したがって、「何十人か置かないと」効果的ではないという指摘は、法テラスが組織として裁判員裁判の担い手となり得るだけの人的基盤に欠けているという問題を、期せずして浮き彫りにしている指摘だと言えよう。

法テラス B 法律事務所：

B 地域は特に刑事弁護が熱心な弁護士が非常に多いので。弁護士会と弁護士会に協力するんですね、法テラスもそうですし、公設事務所、パブリックもそうですけど。こういう

¹¹ 日本司法支援センター（法テラス）編著『法テラス白書・平成 29 年度版』96 頁、資料 4-1 「常勤弁護士配置先一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）」参照。

ところが完全にタッグを組んで一緒にやっております。

.....

ただし、私たちが話してるのは全て B 地域 の話をしているので、私の考えでは B 地域 の刑事弁護、法テラスも含めた刑事弁護は日本で一番レベルが高いと私は思ってるんですが、それは B 地域 だからです。他のところでは国選すらやらせてもらえないという法テラスもあるわけですから、それはあくまで B 地域の、そういう意味では、いい環境とそれから熱心な弁護士とそれから三者の協力というのがそういう現在の状態を育てたというか。 (下線部筆者)

法テラス B 法律事務所の回答からは、B 地域自体の特性として、刑事弁護に熱心な土壌が育まれていたこと、そこに法テラスも刑事弁護に関心のあるスタッフ弁護士を配置したこと、それらの相乗効果により、「刑事弁護、法テラスも含めた刑事弁護は日本で一番レベルが高い」と思わせるだけの状態に達していると言えよう。刑事弁護の組織化という論点から捉え直すと、あくまでも B 地域がうまくいっているのは偶然的な要素が強く、法テラスが主導的に刑事弁護の組織化を企図したわけではないことが指摘できよう。とはいえ、地元弁護士会との関係も良好かつ刑事弁護の研鑽が詰める数少ない法テラスの法律事務所であることには違いがない。法テラス B 法律事務所の事例に限れば、法テラスが刑事弁護の組織的基盤となり得る可能性の萌芽が見て取れる。法テラスが仮に刑事弁護の組織化を意識するとするならば、このモデルケース（数少ない成功事例）をどのように活かしていくのかを具体的に考える必要性に迫られていると言えよう。

法テラス C 法律事務所：

民事、刑事問わずなんです。基本的には私たち、お金の無くて、自分たちであんまりアクセスしにくい方の民事事件とか、あと刑事でもちょっと人が嫌だになっていうやつとか、ちょっと特殊な事件とか、そういうのを担うことを期待されてるので、それでいうとマンパワー足りないのは常にそうなんです。 (下線部筆者)

.....

常に言ってますし、多分それ自体は理解はされてるんですけども、弁護士足りないのと、あとは単位会との関係もあって、我々やっぱり民業圧迫的な誹りは受けますのでそこでいうと新しく事務所を作るなんてもってのほかだという批判はあるのでなかなか作れないというのがありますね。多分その単位会の方でいいって言えば、そういう事務

所自体を作るのはそんなに難しい話では無いと。(下線部筆者)

法テラス C 法律事務所の回答からは、いわゆる民業圧迫の議論と地元弁護士会との関係により、刑事弁護をはじめ法テラス法律事務所としての業務を幅広く行うことへの制約が課されていることを読み取ることが出来る。インタビューに応じてくれた弁護士からは、C 地域全体でみるとまだまだ司法アクセスへの困難性を抱えた人々へのサポートを行うために弁護士数が必要だと感じている一方で、担い手不足と地元弁護士会との関係の両方で弁護士数を増やせないというジレンマを抱えている様子が語られた。現場ニーズを吸い上げることが難しい組織としての課題と、現場ニーズに対する問題意識を共有したとしても地域性との兼ね合いで増員することが難しいという課題の隘路に立たされていると言えよう。

法テラス D 法律事務所：

ジュディケア弁護士が裁判員裁判対象事件を担当することとなった場合、例えば私が一緒に入ることで起訴後の膨大な記録の謄写は全てうちの事務所に担うことになります。そうすればジュディケア弁護士は経済的な負担をしないで済むことになりますし、そのジュディケア弁護士用のコピーもうちの事務所の経費で全部作りますので、そういう意味でいいですとスタッフ弁護士がジュディケアと組むということで経済的な負担から若干解放することは可能になります。

法テラス D 法律事務所でインタビューに応じてくれた弁護士は、スタッフ弁護士とジュディケア弁護士が組む場合、事務処理経費等の経済的負担が軽くなるという点でジュディケア弁護士にもプラスになることを指摘し、そこに組織としての法テラス及びスタッフ弁護士の利点を見出している。刑事弁護を取り扱う上でのこうした経済的メリットについて、法テラス D 法律事務所のスタッフ弁護士は、もっと法テラスが組織として全面的にアピールすればよいのにも関わらず法テラスがそうしたアピールをしていない点について、以下のように疑問を呈していた。

スタッフ弁護士の希望者がどんどん減ってきましたから、法テラス本部はスタッフ弁護士のフェイスブックページを作りました。活きのいいスタッフ弁護士を登場させていますが、刑事事件をどんどん出来ますよということは前面に出していません。

法テラス E 法律事務所：

刑事弁護を一生懸命やっている事務所はやっているわけですね。

法テラス E 法律事務所は、特に刑事弁護に力を入れている法テラス法律事務所ではない。聴き取りを行った弁護士 2 人も、そう断りを入れながら回答しているが、一方で触法障害者支援等、刑事弁護の「多様化」に該当する活動は積極的に行っている様子が語られた。その語りからは、自分たちは刑事弁護を一生懸命に行う事務所ではないのでそこまで意識していないが、法テラスの中にも刑事弁護を一生懸命取り扱う事務所もある、という一種棲み分けのような意識が無意識下に存在している様子が見て取ることが出来る。

IV. 刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望

1. 課題

以上、法テラス法律事務所に所属するスタッフ弁護士達へのインタビュー調査を基に、法テラスが刑事弁護の組織的基盤として成立し得るかについて多角的に分析を行ってきた。

結論として、法テラスが刑事弁護の組織的基盤となり得るには、第一に地元弁護士会との関係、第二に法テラス自体の方向性、の二点を乗り越える必要があると言えよう。

一点目の地元弁護士会との関係について、本稿の分析対象となった法テラス法律事務所 5 つのうち、4 つが法テラス自体もしくは法テラススタッフ弁護士に対して慎重あるいは否定的な立場をとっていた。刑事弁護の担い手を期待する以前に、その存在意義についての反対意見が根強い状態では、現地に赴任するスタッフ弁護士自身も肩身が狭い状況に陥る可能性が高い。一方、法テラス B 法律事務所のように、設立当初から刑事弁護の担い手としての役割を期待されている事務所も、一部とはいえ、存在している。いわゆる反対地盤の弁護士会の中でも、例えば法テラス D 法律事務所のように、刑事弁護の分野でカリスマ的存在である弁護士を有している場合は、地元弁護士会からも一目置かれる状況を作り出すことに成功している。

また、地元弁護士会が法テラスに寄せる期待としては、民事（高齢者、障害者分野）への要望が強い旨が今回の聴き取りの中で共通して語られている。

E 県弁護士会としてスタッフ弁護士に刑事事件、裁判員裁判を多くやってほしいって声は我々には聞こえていない（スタッフ弁護士 E 発言より抜粋）

これらのことから、刑事弁護の担い手として法テラスあるいはスタッフ弁護士が機能するためには、その前提として法テラス自体に対する地元弁護士会の反対をクリアする必要があるだろう。あるいは、地元弁護士会とうまく共存する必要があると言えよう。

二点目の法テラス自体の方向性に関しては、法テラス自体の向いている方向性が、現時点においては刑事弁護の担い手としての役割に向いていないという点が挙げられる。

法テラス自体が向いている方向性について、法テラス D 法律事務所のスタッフ弁護士は以下のように述べている。

私がスタッフ弁護士に就任した時点で、法テラス法律事務所をアメリカのパブリック・ディフェンダーにしようというふうに考えました。そして、情熱を込めて本部に要望を出しました。けれども、実現できていませんし、今後も期待薄でしょう。都市伝説ですけども、スタッフ弁護士の採用面接で刑事やりたいと言うと落とされるという。つまり今、刑事って言っちゃいけないらしいのです。「アウトリーチ」、「連携」。そっちを言わないといけない。

上記スタッフ弁護士 D の語りからは、法テラス自体の方向性が刑事弁護の充実という観点には寄っていない点が指摘されている。法テラスが 2006 年に設立されてから 13 年経過しているが、弁護士 D は法テラスがアメリカのパブリック・ディフェンダーのような役割を担ことについて「今後も期待薄でしょう」と述べている。もっとも、現在法テラスが力を入れている、いわゆる司法ソーシャルワークの取り組みは、それ自体重要な意義を持つものであると思われる。本研究グループのテーマ（「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」）に当てはめるならば、司法ソーシャルワークの実践は、弁護活動の「多様化」に該当すると言えよう。一方で、「高度化」に関しては、法テラス B 法律事務所や法テラス D 法律事務所など一部の成功事例はあるとはいえ、法テラス全体としてその役割を重視しているとは言えない状況にあることが指摘できる。

以上、一点目、二点目の課題を念頭に置くならば、現時点においては法テラスが刑事弁護の組織的基盤となり得るためには解決すべき課題が多方面において山積しており、その道のりは遠いと言わざるを得ない。

2. 展望

一方で、法テラスが刑事弁護の組織的基盤として機能し得る可能性も存在する。

現状では刑事弁護の組織的基盤を法テラスに期待するのは難しい旨を上記課題部分で指摘したが、以下の点において、今後の展望が存在すると思われる。

一点目は、法テラススタッフ弁護士の研修制度の充実である。聴き取りを行った複数のスタッフ弁護士が指摘していたが、法テラスには裁判員裁判研修が充実しており、実践的な研鑽を積む機会に恵まれている。一般事務所においても個別に「塾」を開催したり、日弁連研修を活用したりする機会はあるが、それらに加え法テラス主催の研修はスタッフ弁護士であれば当然無料で受講することが出来、著名な刑事弁護人を招聘して座学のみならず事例に基づいて実践的な指導を受けることができる体制が整っている。この点は、刑事弁護スキルを高める上で有効に機能すると言えよう。何より、弁護士本人にとって自身の弁護スキルの向上の機会を組織がバックアップしてくれるという環境は魅力的であると思われる。

二点目は、スタッフ弁護士 OG・OB、そしてシニアの刑事弁護精通弁護士が身近にいるという点である。例えば、法テラス本部には、常勤弁護士業務支援室が設置され、スタッフ弁護士 OG・OB が交代で待機している。日常の事件処理で困った際などに、いわばスタッフ弁護士の相談窓口として機能している。司法過疎地を含め所属弁護士数が少なく、身近に気軽に相談できる同業者がいない環境にあるスタッフ弁護士も少なくない。そういう時に、スタッフ弁護士の先輩に、直接かつ具体的に相談できるという体制は、各地に赴任しているスタッフ弁護士にとっては心強い存在であると思われるし、一般事務所にはあまりない法テラスの強みであると言えよう。また、法テラス D 法律事務所のように、刑事弁護を専門に扱うスタッフ弁護士も、少数ではあるが存在している。彼ら彼女らと、いわば同じ組織に属する同僚として働くことは、弁護士自身のロールモデルを考える上で有効に機能するのではないだろうか。

三点目は、ジュディケア弁護士にとってのスタッフ弁護士と組むメリットについてである。例えば、裁判員裁判を担当する場合など謄写費が膨大にかかる事案の場合、基本的にスタッフ弁護士には謄写費に関する予算の上限がないため、経済的負担からジュディケア弁護士を解放させることのメリットが存在する。この点に関し、法テラス D 法律事務所のスタッフ弁護士は以下のように述べている。

一般事務所にはない強みとして、一つには弁護士の活動経費が全部公費で賄えることがあります。しかも事務所のランニングコストも全て公費です。そういう意味でいいますと儲けを出さなければいけないという負担からは解放されるわけです。これがスタッ

フ弁護士の最大のメリットですし、これは刑事分野でもっともっと発揮していいと僕は思います。

ジュディケアにとってのスタッフ弁護士と組むことについてのメリットを強調することによって、具体的な共同受任の件数を挙げ、結果としてスタッフ弁護士の存在意義を高めていくことが期待される。もちろん、スタッフ弁護士は刑事弁護だけに特化して存在しているわけではない。総合法律支援法にもあるように、民事扶助や司法過疎地対策など、法テラスとしての業務が重要であることには変わりがない。しかしながら、事務所運営の状況に左右されることなく業務にあたる事が出来るという点は、やはり法テラスからの完全給与制をとるスタッフ弁護士システムならではのメリットであると思われる。

以上、法テラスが組織上内在している、刑事弁護の組織的基盤として機能し得る点を三つ挙げその展望を見てきた。三点はいずれも、法テラスが公的要素を伴う全国組織であるという点で共通している。採算の取りにくい、すなわち一般の法律事務所では事務所経営上受任することが難しいと思われる事件を引き受けやすいというメリットも共通している¹²。冒頭で紹介したように、法テラス構想が持ち上がった当初には、全国組織であることのメリットと採算性を考えなくても良いという組織上のメリットを活かし、刑事弁護の高度化、専門化の基盤として法テラスがそれらの機能を担うことに期待が寄せられていた。今後法テラスが刑事弁護の組織的基盤としてその存在意義を成り立たせるためには、組織としての方向性を今一度見直すと同時に、組織ならではのメリットを再考する必要があると言えよう¹³。

以上

¹² 一方で、法テラスが組織であることに起因する困難性も存在している。例えば、本インタビュー調査において、複数の弁護士から任期制や地元弁護士会との関係性について、法テラスであるが故の弊害が指摘されていた。

¹³ サンフランシスコのパブリック・ディフェンダー調査をもとに、刑事弁護の専門性の強化を法テラスに期待する近年の論稿として、四宮啓『刑事スタッフ弁護士』への展望—サンフランシスコ市のパブリック・ディフェンダー制度を参考に刑事弁護専門性強化を考える—日本司法支援センター編『総合法律支援論叢（第8号）』（2016）21—57頁。